

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
<u>変更年度</u>	<u>令和3年度</u>
計画主体	徳島県阿南市

阿南市鳥獣被害防止計画 (変更)

<連絡先>

担当部署名 徳島県阿南市産業部農林水産課
所在地 徳島県阿南市富岡町トノ町12-3
電話番号 0884-22-1598
FAX番号 0884-23-4944
メールアドレス nourin@city.anan.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、シカ、カラス、カワウ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	徳島県 阿南市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積 (a、頭)	被害額 (千円)
イノシシ	水稲、野菜（タケノコほか）	374	5,880
サル	果樹（みかん、モモ、柿、栗ほか）、野菜（タマネギほか）、水稲	18	250
シカ	水稲	54	540
カラス	水稲（稲穂）、肥育牛	—	—
カワウ	アユ	—	98,750

(2) 被害の傾向

①イノシシ
イノシシによる被害区域は、平坦部を除く中山間地域全域に広がっている。被害が発生する期間は、11月から5月にかけてタケノコの掘り返しと食害や、7月から9月にかけては、稲穂の食害及び踏み倒し等による収穫前の稲の倒伏が多く見られる。
②サル
サルによる被害は、年間を通して発生している。主に果樹の食害が多かったが、近年の捕獲頭数の増加により、被害は減少傾向にある。しかし、市街地への出没情報があり、生活環境被害については拡大傾向にある。
③シカ
シカによる被害は、年間を通して発生している。市西部から南部にかけての中山間地域の圃場で水稲の食害のほか樹木の樹皮の皮剥ぎなどが見られる。
④カラス
カラスによる被害は、水稲（稲穂）及び市南部の畜産農家の肥育牛に被害が生じている。

⑤カワウ

カワウによる被害は、市内の河川において春から秋にかけてアユ等の川魚への被害が多く発生している。

*被害の情報や苦情および相談はかなり多いが、情報として伝わらないものも相当数あることから、実被害額は数倍にのぼると考えられる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
イノシシ	374a 5,880,000円	262a 4,116,000円
サル	18a 250,000円	13a 175,000円
シカ	54a 540,000円	38a 378,000円
カラス	—	—
カワウ	98,750,000円	69,125,000円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>市の所有する捕獲檻の貸出や市内各地区駆除班による有害鳥獣の捕獲を実施しているほか、平成25年度からシカ、サル、平成26年度からはイノシシについても、有害鳥獣駆除捕獲活動経費、報償費を支払い被害の軽減に努めている。</p> <p>捕獲手段は、市内全域において、銃器・わなを用いており、捕獲鳥獣の処理については、主に自己消費及び埋設処理を行っている。</p>	<p>猟友会会員の高齢化により、狩猟免許保持者が減少しており、捕獲従事者の育成が課題である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>阿南市農作物鳥獣被害防止対策協議会が主体となり、鳥獣被害防止総合対策事業や中山間地域所得向上支援事業を活用し、防護柵を設置している。</p> <p>また、市単独鳥獣被害防止対策事業を活用し、電気柵や防護柵の設置に要する経費に支援を行っている。</p>	<p>設置した防護柵（電気柵）の維持管理が不十分な箇所があり、定期的な点検が必要である。また、柵の設置が個人単位で行われており、設置方法・箇所等について集落での合意による効果的な設置を行う必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

今後も、阿南市農作物鳥獣被害防止対策協議会が主体となり、被害防止講演会の開催や被害防止グッズの実演等による啓発活動を行うとともに、県・市の単独補助事業を活用して電気柵等の設置に対する支援、市から市猟友会への有害鳥獣の駆除の委託、捕獲檻の貸出により被害軽減に努め、従来の取り組みを強化する。また、地域住民が主体となって被害防止対策に取り組むモデル集落の育成を図り、有害鳥獣を集落に近づけない環境づくりに重点を置いた活動を強化していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣駆除を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2	イノシシ・シカ・サル	市が所有する捕獲檻の貸出や市単独による被害対策設備導入に対し助成を行う。
3	イノシシ・シカ・サル	市が所有する捕獲檻の貸出や市単独による被害対策設備導入に対し助成を行う。
4	イノシシ・シカ・サル	市が所有する捕獲檻の貸出や市単独による被害対策設備導入に対し助成を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
直近3カ年の捕獲実績、イノシシ・シカ・サルは適正管理計画、その他鳥獣については、同第12次鳥獣保護計画に基づいて設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ	500	400	400
シカ	800	900	900
サル	150	150	150
カラス	100	100	100
カワウ	300	300	300

捕獲等の取組内容
シカ・イノシシ・サル・カラス・カワウについては、被害発生時に銃器等を用い有害鳥獣捕獲を行う。対象区域は、阿南市全域等、被害の状況に応じて実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ、シカ	電気柵10,000m	電気柵10,000m	電気柵10,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2	イノシシ、シカ、サル、カラス、カワウ	地域住民自らが鳥獣害防止対策を行うための啓発として、シカネット等の展示ほの設置、追い払い用花火の配布・実演、被害防止講演会の開催等による普及啓発活動を充実する。
3	イノシシ、シカ、サル、カラス、カワウ	地域住民自らが鳥獣害防止対策を行うための啓発として、シカネット等の展示ほの設置、追い払い用花火の配布・実演、被害防止講演会の開催等による普及啓発活動を充実する。
4	イノシシ、シカ、サル、カラス、カワウ	地域住民自らが鳥獣害防止対策を行うための啓発として、シカネット等の展示ほの設置、追い払い用花火の配布・実演、被害防止講演会の開催等による普及啓発活動を充実する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
阿南市	有害鳥獣捕獲の許可
徳島県南部総合県民局環境担当	有害鳥獣に関する助言・指導
徳島県南部総合県民局農業支援担当	有害鳥獣に関する助言・指導
阿南市猟友会	有害鳥獣捕獲の実施
阿南署生活安全課	有害鳥獣に関する情報提供・助言・指導
鳥獣保護員	鳥獣保護に関する助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制

住民からの目撃情報 ↓ 阿南市農林水産課 ↓ 関係機関 ・危機管理課 ・教育委員会 ・阿南署 ・阿南市猟友会 ・鳥獣保護員 ・徳島県南部総合県民局環境担当 ・徳島県南部総合県民局農業支援担当 ・その他関係機関
--

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	阿南市農作物鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
阿南農業協同組合	協議会事務局、協議会に関する連絡・調整、有害鳥獣関連情報の提供、被害対策の助言・技術指導
東とくしま農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害対策の助言・技術指導
徳島県南部総合県民局農業支援担当	有害鳥獣関連情報の提供、被害状況調査の取りまとめ、被害対策の助言・技術指導
徳島県南部総合県民局環境担当	有害鳥獣捕獲許可、有害鳥獣関連情報の提供
徳島南部農業共済組合	被害対策設備の導入支援、被害状況調査の実施
阿南市農林水産課	国・県の被害対策事業の実施、市単独鳥獣被害防止対策事業の推進、有害鳥獣捕獲許可

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
阿南市猟友会	有害鳥獣の捕獲・駆除
那賀川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

阿南市要綱第29号阿南市鳥獣被害対策実施隊設置要綱により、平成26年6月9日に設置済み。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、シカは埋設処理または食肉として捕獲者自身が活用。
 また、食肉としての利活用を促進する目的として、捕獲したシカ及びイノシシを適切に解体処理できる新たな食肉処理加工施設の整備を民間事業者等が主体となって展開する場合は、支援を検討する。
 なお、あなんジビエ振興協議会が整備する食肉処理加工施設が稼働した後は、加工処理に適した個体については施設に搬入し、食肉として利活用を図る。
 サル、カラス、カワウは埋設処理。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

「阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン」に則り、適正に食肉加工し、販売する仕組みづくりを検討する。
 あなんジビエ振興協議会が整備する新たな食肉処理加工施設において、シカ及びイノシシを合わせて100頭程度を解体処理し、食肉として利活用を図る。
 また、同施設の管理運営については同協議会が担い、「阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン」に則り、適正に食肉加工し、販売する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町と連携を図り、鳥獣の生息状況や被害の状況の把握に努め、鳥獣被害防止に関する効果的な対策等について情報交換を行う。